

平成25年11月

保護者の皆様へ

和歌山市教育委員会

ネット・トラブルから子どもを守るために

和歌山市教育委員会は、「児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用に関する基本指針」を定め、学校の教育活動に直接必要のない携帯電話（スマートフォン等）＜以下「スマートフォン等」＞の校内への持込を原則として禁止しています。

近年、スマートフォン等が普及し、児童生徒のネット利用が拡大するなかで、子ども達の基本的生活習慣への影響やネットトラブルの増加等が、青少年の健全育成に大きく関わる社会問題として指摘されています。家庭と学校がそれぞれの立場で、ネットトラブルを未然に防止し、スマートフォン等の危険性から子ども達を守る取組を続けていくことが大切です。

携帯電話(スマートフォン等)でのトラブルって？



ネット上のいじめ

スマートフォン等を通じて、インターネット上の掲示板等に、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によるいじめを指します。

「被害が短期間できわめて深刻なものとなる」「簡単に被害者にも加害者にもなる」「個人情報や画像が流出し、悪用される」

「実態の把握が難しい」などの特徴があります。



ネット上のつながりが非行への入り口

出会系サイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用により、出会うはずのない人とつながる可能性があり、親が把握できない子どもの行動が増えるとともに、性的被害や暴行・恐喝等の被害の恐れがあります。

生活への影響

スマートフォン等に依存すると、物事に集中できなくなるだけでなく、コミュニケーション等にも影響を与えます。

また、長時間の利用により、生活習慣や学習・健康への影響も考えられます。



もし持たせるのであれば

家庭内のルール作りが大切です



1. 使用時間・使用場所

- ・食事中や勉強中は使用しない。
- ・夜9時以降は使用しないなど、使用時間を決めておく。
- ・学校には持っていかない。
- ・家族のいる場所で使い、自分の部屋へは持ち込まない。

2. 個人情報

- ・相手の許可なく写真や動画を撮らない。また許可された写真であってもネット上にアップしない。
- ・名前や住所、電話番号、IDなどの個人情報を書き込まない。また、悪口やうその書き込みはしない。

3. 利用料金など

- ・アプリやゲームのアイテムなど、利用料金の上限額を決めておく。
- ・困ったことが起きたら必ず保護者に相談する。
- ・ルールを守れなかった場合のルールを決める。



4. 適切な利用環境

- ・発達段階に応じて、必要のない機能やアプリのダウンロードを制限する。また、機能の設定や変更には必ず保護者がかかわり判断する。
- ・フィルタリングソフトやフィルタリングサービス等を活用し、アダルトサイトや学校裏サイトなどの有害サイトから子どもを守る。

学校での取組

スマートフォン等の持ち込みにより、様々なトラブルが発生していることから、学校では、スマートフォン等の持ち込みの禁止を原則とした指導を行います。

また、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を行い、情報を主体的に活用できる能力を高め、他人への影響を考えて行動することや、個人情報の流出防止、架空請求、有害情報等の対応についての指導も行います。

ネット上においても、いじめは絶対に許さないという立場から、未然防止、早期発見、早期対応等、いじめに対する取組の徹底を進めます。

